

静岡市清水みなとふれあいセンター内施設の使用について

静岡市清水みなとふれあいセンターでは、静岡市身体障害者福祉センター条例第3条に基づき、身体障害者に係る相談や各種講座を開催しています。センター内の施設については、当該業務だけではなく、施設の用途又は目的を妨げない範囲において、市民の皆さまに利用していただくことができます。

平成28年4月より、当センター内施設の使用を希望する場合には、下記申請手続きが必要になりますのでご注意ください。

1 対象施設

静岡市清水みなとふれあいセンター内の会議室、多目的ホール、グラウンド

2 施設の使用が許可できる場合

- (1) 国、他の地方公共団体、公共団体又は公共的団体において、公用又は公共用に供するため特に必要があると認められるとき。
- (2) 災害その他の緊急事態発生のため応急施設として臨時に使用させるとき。
- (3) 公共目的のために行われる講習会、研究会等の用に使用させるとき。
- (4) 当該行政財産を利用する者のため厚生施設を設置するとき。
- (5) その他、市長が特に必要があると認めるとき。

3 使用料について

静岡市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例第2条及び第3条に基づき、算定します。

ただし、次の掲げる事項に該当する場合は、使用料を減免することができます。

- (1) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。
- (2) 市長が特に必要があると認めるとき。

4 申請手続き

- (1) 行政財産目的外使用許可申請書に必要書類を添付し、障害者福祉課に提出してください。(郵送可)

【提出書類】

- ①行政財産目的外使用許可申請書
- ②使用計画書(年間に複数回使用する場合のみ)
- ③使用場所を示した図面
- ④行政財産目的外使用料減免申請書(該当する場合のみ)

⑤その他必要とする書類

- (2) 申請書の受理後、書類審査を行い、申請を認める場合には「行政財産目的外使用許可書」を申請者宛に送付します。

5 その他留意事項

- (1) 使用の許可期間は、1年以内です。翌年も継続して使用する場合は、再度申請が必要です。
- (2) 書類審査に時間を要する場合がありますので、申請は余裕をもって行ってください。

6 申請書の提出先及び問合せ先

静岡市役所 障害者福祉課 企画管理係

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

電話 054-221-1197/FAX 054-221-1494